

第 3 回

新潟市移動等円滑化促進方針検討協議会

資 料

2. まち歩き点検の結果について

まち歩き点検の実施

○まち歩き点検の目的・主旨

新潟市移動等円滑化促進方針の策定にあたり、高齢者や障がい者に限らず、妊婦や子供連れの方などからも広く意見を集め、計画に反映させていく必要があります。また近年、求められている心のバリアフリーへの理解醸成を図るため、どのような対応を行うのが望ましいのかについても意見を聞くことが必要です。

まち歩きは、実施に鉄道駅やバス停、道路などの状況を、歩いたり利用したりすることで、具体的な移動に関する問題点や課題について把握し、意見交換を行うことを目的として実施するものです。

○まち歩き点検の概要

実施場所は2箇所を選定する。点検については2日間にわたり合計2回開催する。点検方法は、参加者からの意見をチェックシートに評価と意見を記入する。

○点検のメンバー構成

肢体障がい者、視覚障がい者、聴覚障がい者、高齢者、妊婦・親子を対象とする。

2. まち歩き点検の結果について

【1日目】

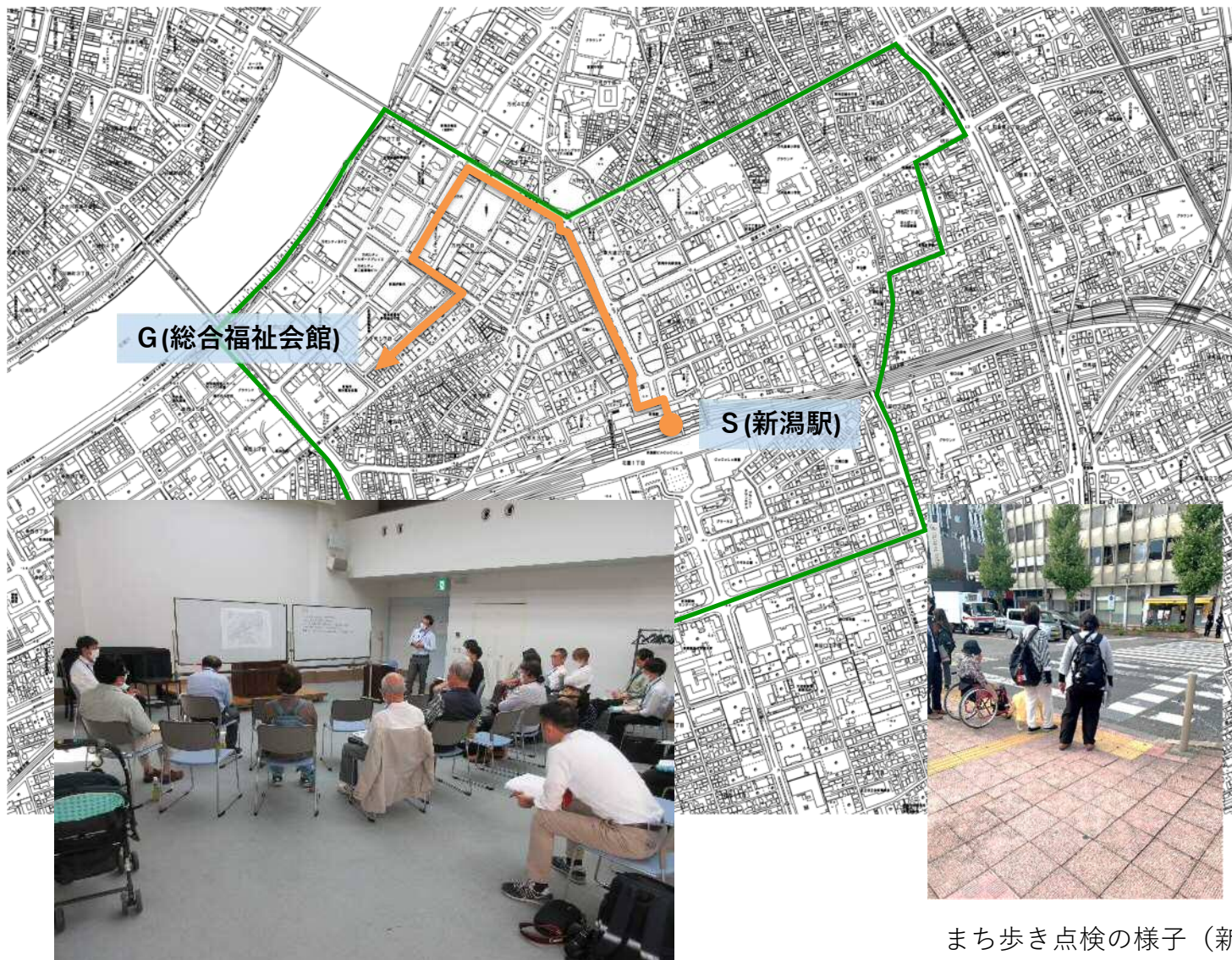
日 時	令和5年10月4日(水) 13:30 ~ 16:30	
場 所	集 合 場 所	新潟駅(2階広場(New Days前))
	点 検 場 所	新潟万代 地区 (新潟駅~新潟万代地区~総合福祉会館)
	点検結果の整理 意見交換会会場	新潟市総合福祉会館5階 大集会室1 (新潟市中央区八千代1-3-1)

【2日目】

日 時	令和5年10月5日(木) 13:30 ~ 16:30	
場 所	集 合 場 所	白山駅(白山駅自由通路内)
	点 検 場 所	白山 地区 (白山駅~白山公園~音楽文化会館)
	点検結果の整理 意見交換会会場	新潟市音楽文化会館 練習室1 (新潟市中央区一番堀通町3-2)

2. まち歩き点検の結果について

まち歩き点検ルート（新潟万代地区）



S=スタート地点
G=ゴール地点

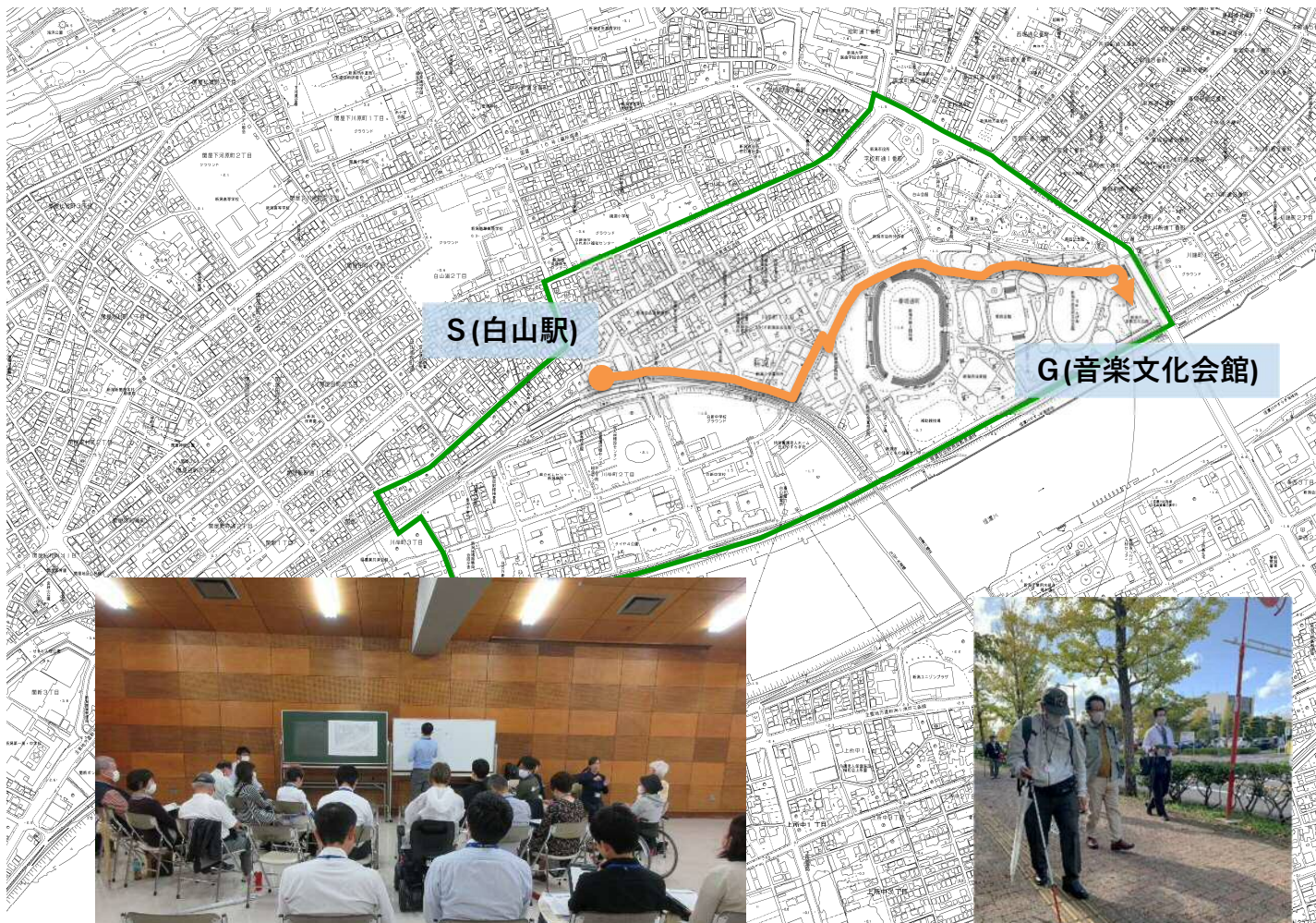


まち歩き点検の様子（新潟万代地区）

まち歩き後の意見交換会

2. まち歩き点検の結果について

まち歩き点検ルート図（白山地区）



S=スタート地点
G=ゴール地点



まち歩き後の意見交換会

まち歩き点検の様子（白山地区）

3. まち歩き点検を踏まえた方向性・基本理念について

→別紙1

【目指す方向性】

→参考資料1

- 目指す方向性1 **誰もが**快適で安全に利用できる移動空間の形成
- 目指す方向性2 施設のバリアフリー化と連続性のある安心・安全な移動経路の確保
- 目指す方向性3 市民や民間企業との連携・協働によるソフト面の段階的・弾力的な取り組みの推進
- 目指す方向性4 社会情勢の変化を見据えた継続的な改善の推進
- 目指す方向性5 心のバリアフリーへの意識の醸成**とサポート環境づくり**




【基本理念】

「誰もが快適で安全に行動でき、安心して暮らせるまちづくり」

4. 促進地区の区域及び経路設定について

新潟市移動等円滑化促進方針の構成イメージ

- ✓ 1) 計画策定にあたって (背景/目的/位置づけ/計画期間)
- ✓ 2) 市の概況 (人口状況/障がい者状況/主要施設)
- ✓ 3) 既存基本構想の評価 (旧新潟市、旧亀田町) **第3回検討協議会での議題項目**
- ✓ 4) 市の基本方針 (基本理念/目指す方向性) 
- 5) 移動等円滑化促進地区 (区域設定/生活関連施設/経路設定)
- 6) 移動等円滑化促進に関する取り組み方針 (全市/促進地区)
- 7) 届出制度 (制度概要/対象箇所)
- 8) 情報収集 (情報提供対象事項/提供方法)
- 9) 心のバリアフリー (取り組み方針)
- 10) 計画の評価・見直し

4. 促進地区の区域及び経路設定について

→別紙2

5) 移動等円滑化促進地区 (区域設定/生活関連施設/経路設定)

選定地区

既存基本構想地区

新潟万代	地区
万代島	地区
白山駅周辺	地区
寺尾駅周辺	地区
内野駅周辺	地区
亀田駅周辺	地区

新規設定地区

豊栄駅周辺	地区
越後石山駅周辺	地区
古町・本町	地区
新津駅周辺	地区
南区役所周辺	地区
新潟大学前駅周辺	地区
巻駅周辺	地区

今回、促進地区に選定しない地区であっても、今後の旅客施設周辺の開発状況やそれに伴う旅客施設の利用状況の変化を注視しながら、**促進地区の追加選定の検討を行なっていく**

4. 促進地区の区域及び経路設定について

→資料2

■定義

- 主な生活関連施設**（ピンクの○）・・・旅客施設から通常徒歩で移動できる範囲にある生活関連施設で「バス停、商業、福祉、医療公共施設、学校」のうち利用の多い施設と官公庁施設を主な生活関連施設とする（市の判断）
（※国の基準:エリア内で3以上の生活関連施設があること）
 - 生活関連経路**（オレンジ色）・・・旅客施設から生活関連施設までのバリアフリーの優先度が高い経路で、「道路の移動等円滑化ガイドライン」に基づく整備を行う道路のこと。
 - その他の経路**（青色）・・・現状の道路状況では、バリアフリー法に基づく歩道整備が困難で「生活関連経路」として位置づけることは出来ないが、整備を行うのが望ましい道路のこと。
- ※「生活関連経路」「その他の経路」は国の補助の重点配分となる。

○区建設課における確認・検討事項

■前提

- ・促進方針で設定した経路は計画策定後、道路管理者で整備・維持管理を担っていくもの。それを考慮した上で、促進地区の「区域」や「生活関連経路」「その他の経路」が適当か検討する。
- ・生活関連経路として、国が定める明確な基準や要件はない。ただし本市では「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令」や「道路の移動等円滑化ガイドライン」等に則した整備を目指すこととする。

■確認・検討のポイント

- ・生活関連経路は歩道幅員2m以上とれるか（※やむを得ない場合は幅員1m以上（市の判断））
- ・スロープ(傾斜路)は道路の移動等円滑化ガイドラインの基準である縦断勾配5%以下（やむを得ない場合8%以下）等を概ね満たせるか。
- ・各区のまちづくりの方針に合致しているか。（促進地区の範囲、生活関連経路、その他の経路）
- ・設定した経路が、現況において工事等による拡幅や法線の変更等は無いか。
- ・設定した地区（案）は区内での設定地区として適当か。



促進地区の範囲や「主な生活関連施設」「生活関連経路」「その他経路」について
区の判断で変更や追加することが可能。

4. 促進地区の区域及び経路設定について

資料2

○共通事項

- ・既存地区の区域は基本構想の区域をほぼそのまま引継ぐ
- ・既存地区においての生活関連経路は基本構想の主な経路、その他経路を引継ぐ
- ・特定道路に位置付けられている路線を経路として設定する（道路計画課資料より）
- ・新規地区において、旅客施設を中心として主な生活関連施設までの経路を生活関連経路とする
- ・生活関連経路を補完する経路をその他経路とする
- ・生活関連経路やその他の経路を設定した上で、生活関連施設や経路の連続性などに配慮し区域を設定する

○既存基本構想地区（基本構想からの主な修正点）

新潟万代 地区：新潟鳥屋野線の整備を考慮し、利便性を考慮しその他経路として設定

万代島 地区：ピア万代の立地により、区域及び経路を一部変更

白山駅周辺地区：白山公園園路の経路修正及び白山駅からがんセンターへの経路を追加

寺尾駅周辺地区：生活関連施設である西区役所を区域に含めるため、区域を一部変更

内野駅周辺地区：修正なし

亀田駅周辺地区：新潟明訓高校など区域に含めるため区域を一部変更

江南高等特別支援学校への経路をその他経路に設定及び県道新潟新津線の経路変更のため一部変更

○新規設定地区（新規設定のコンセプト）

豊栄駅周辺 地区：豊栄駅を中心として豊栄病院方面及び北区役所方面へ向かう幹線を経路に設定

越後石山駅周辺 地区：越後石山駅から石山地区公民館への実現可能性が高く歩道のあるルートを経路に設定

古町・本町 地区：万代橋から古町・古町から市役所・白山公園まで経路に設定し、その他補完するための経路に設定

新津駅周辺 地区：新津駅の駅前から商店街への経路を設定。その他商店街や図書館へ向かうため補完する経路に設定

南区役所周辺 地区：能登バス停を主として南区役所までの間及び白根中心部へと向かう経路を設定

新潟大学前駅周辺地区：新潟大学前駅から新潟大学へ向かう経路を設定（EVはピンポイントで経路として設定）

巻駅周辺 地区：巻駅を中心として西蒲区役所・巻地区文化会館・新潟西蒲メディカル病院へと結ぶ経路を設定

4. 促進地区の区域及び経路設定について

5) 移動等円滑化促進地区 (区域設定／生活関連施設／経路設定)

10月20日 : 促進地区区域及び経路の事務局案を区役所建設課へ提示

10月20日～11月15日 : 区役所建設課での促進地区の区域及び経路の検討

11月29日 (本日) : 第3回移動等円滑化促進方針策定検討協議会

11月15日～12月15日 : 事業化を見据え、バリアフリー化が現実的な経路か判断



促進地区の区域及び経路の確定 (事務局案)

12月中旬～R6.1月上旬 : 第4回移動等円滑化促進方針策定検討協議会にて
促進地区の事務局案を提示 (書面開催予定)



5. 移動等円滑化促進に関する取り組み方針

6) 移動等円滑化促進に関する取り組み方針 (全市／促進地区)

(1) 移動等円滑化促進の考え方

視点・ねらい

目指す方向性 1

誰もが快適で安全に利用できる
移動空間の形成

目指す方向性 2

施設のバリアフリー化と連続性の
ある安心・安全な移動経路の確保

目指す方向性 3

市民や民間企業との連携・協働に
よるソフト面の段階的・弾力的な
取り組みの推進

目指す方向性 4

社会情勢の変化を見据えた継続的
な改善の推進

目指す方向性 5

心のバリアフリーへの意識の醸成
とサポート環境づくり

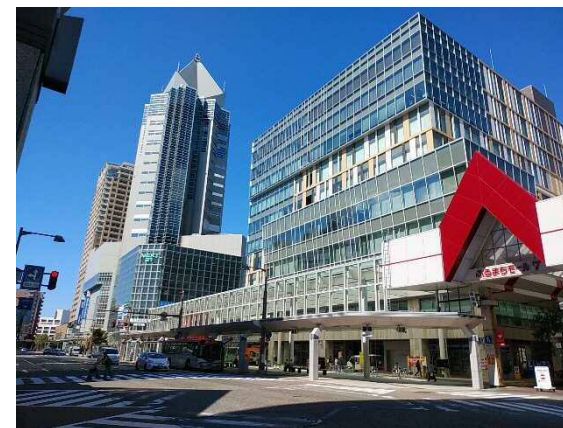
- 建物や道路など、施設の新設・改良・維持管理時におけるバリアフリー化の推進
- 地形や気候、地域特性を考慮したバリアフリー化の推進
- 官民協力による相互連携のもと、連続的・一体的なバリアフリー化の推進
- 最新のICTの導入を踏まえたバリアフリーの検討
- 心のバリアフリーへの理解を深める取り組みの推進

5. 移動等円滑化に関する取り組み方針

(2) 全市的な施設・経路のバリアフリー方針

1) 生活関連施設のバリアフリー化

- 各施設管理者や施設設置者は、施設の新設、改良や維持管理を行うにあたり、バリアフリー化の内容、実施箇所等について関係機関と情報共有を図りながら整備を進めていきます（例：バスが正着できるためのバリアレス縁石や上屋、建築物などの施設、車両など）。
- 各施設管理者は、施設内の対応だけでなく外部とのバリアフリー化が連続していることが、利用者にとってより効果的であるため、接続する生活関連経路や隣接する生活関連施設の各施設管理者と相互連携をはかり、連続的・一体的な整備を進めていきます。
- 各施設管理者は、施設内において、より効率的・効果的なバリアフリー化を行うため、ICTなどの新しい技術の導入を検討していきます。
- 各施設管理者は、障がい者や高齢者、妊婦など、日常生活や社会生活で行動上の制限を受ける方へ、声をかけやすい雰囲気を作ることを検討していきます。
- 各施設管理者は、特定事業を定め事業の推進を図ります。
- 本市は、各施設管理者に上記内容を含めた本方針に対して理解・協力を求め、相互連携を図り推進していきます。



古町ルフル



総合福祉会館

資料：総合福祉会館ホームページ

5. 移動等円滑化に関する取り組み方針

2) 生活関連経路のバリアフリー化

- 各施設管理者は、施設の新設、改良や維持管理を行うにあたり、バリアフリー化の内容、実施箇所等について関係機関との情報共有を図りながら整備を進めていきます（例：道路や公園など）。
- 各施設管理者は、気候の特性に対応することや、丘陵地で勾配がある場所などの地域の状況を考慮し、バリアフリー化を図っていきます。
- 各施設管理者は、上下移動に必要な施設や、道路・交差点といった施設整備に関して、地域の状況を踏まえ優先度を考慮しながらバリアフリー化を進めていきます。
- 生活関連施設と生活関連経路のバリアフリー化が連続していることが、利用者にとってより効果的であるため、生活関連施設の各施設管理者と相互連携をはかり連続的・一体的なバリアフリー化を進めていきます。
- 施設管理者、生活関連経路内において、より効率的・効果的なバリアフリー化を行うため、ICTなどの新しい技術の導入を検討していきます。
- 各施設管理者は、特定事業を定め事業の推進を図ります。
- 本市は、各施設管理者に上記内容を含めた本方針に対して理解・協力を求め、相互連携を図り推進していきます。



白山駅自由通路



エスコートゾーン

5. 移動等円滑化に関する取り組み方針

(3) 全市的なソフト面のバリアフリーの取り組み

- 全市においてバリアフリー化を展開していくにあたり、施設整備などによるハード面を進めるだけでなく、高齢者、障がい者など、困っている人に対する意識の醸成や、各関係機関のバリアフリー情報の共有など、ソフト面でのバリアフリー化も推進していきます。
- また、平時に加え、災害発生時やイベント開催時など、一時的・短期的なバリアフリーへの対応へも配慮していきます。

○心のバリアフリー化

高齢者、障がい者、子供連れの家族など、困っている人がいたら声をかける意識や無関心にならない意識を高めます。

○バリアフリー情報の共有

地域のバリアフリーの情報を積極的に収集・発信するとともに、情報の共有化を図ります。

○施設整備を契機としたバリアフリー化

施設整備を行うに際し、届出制度により経路や施設のバリアフリーを進める機会ととらえ、各施設管理者同士が情報を共有し、一体となってバリアフリー化を推進します。

○一時的・短期的なバリアフリーへの対応

災害発生時における避難所開設やイベント開催時などの一次的・短期的な場面において、可能な限りバリアフリー化に努めるとともに、障がい者・高齢者等への誘導や対応に努めます。

6. その他

今後の予定

- ・ 1 2 / 下旬 第 4 回 協議会開催（書面開催予定）
 - 5) 促進地区の決定（生活関連施設・経路・区域を決定）
 - 6) 移動等円滑化促進に関する取り組み方針

- ・ R 6. 2 / 中旬 第 5 回 協議会開催（素案の報告）
 - 7) 届出制度（制度概要/対象箇所）
 - 8) 情報収集（情報提供対象事項/提供方法）
 - 9) 心のバリアフリー（取り組み方針）
 - 10) 計画の評価・見直し

- ・ R 6. 3～4 月 素案作成及びパブリックコメントの準備・実施

- ・ R 6. 6 / 下旬 第 6 回 協議会開催（パブリックコメント実施の内容報告）

- ・ R 6. 8 / 下旬 公表